

墓地の許可基準の概要

許可基準	新 設 及 び 変 更
経営主体	(1) 地方公共団体 (2) 宗教法人であって、主たる事務所又は従たる事務所を県内に有するもの (3) 面積が20平方メートル（災害の発生又は公共事業のため墓地を移転する場合は、当該移転しようとする墓地の面積）を超えない小規模な墓地を設置しようとする者であって、付近に利用することができる地方公共団体が経営する墓地がなく、かつ、墓地の設置について次のいずれかの事由に該当すると認められるもの ア 災害の発生又は公共事業の実施により墓地を移転することが必要なとき。 イ 自己又は自己の親族の墳墓の設置された場所に隣接して、自己又は自己の親族のために墓地を設置しようとするとき。 ウ 自己又は自己の親族のために墓地を設置しようとする場合であって、当該墓地に近接して多数の墳墓があり、当該墓地の設置が住民の宗教的感情に適合すると知事が認めるとき。 エ 自己又は自己の親族のために墓地を設置しようとする場合であって、当該墓地を設置しようとする場所が山間地その他交通の著しく不便な場所にあり、当該墓地を設置することがやむを得ないと知事が認めるとき。
許可の基準	(1) 地方公共団体の場合 申請に先立って、説明会が開催され、かつ、墓地の経営等の計画の周知が図られていると認められるものであること。 (2) 宗教法人の場合 ア 申請に先立って、説明会が開催され、かつ、墓地の経営等の計画の周知が図られていると認められるものであること。 イ 自己の所有地（地上権、抵当権その他の墓地の経営に支障を来すおそれのある権利が設定されていないものに限る。）に墓地を設置しようとするものであること。 ウ 付近に墓地の需要を充足することができる地方公共団体が経営する墓地がない等、墓地を営営することについて相当の事由があると認められるものであること。
設置場所の基準	(1) 住宅、病院等の敷地から100m以上離れていること。ただし、当該墓地の設置が住民の宗教的感情に適合する特別の事由があると知事が認めるときは、この限りでない。 (2) 飲料水を汚染するおそれがない等、公衆衛生上支障がないこと。 (3) 墓地の区域内に災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域内の土地を含まないこと。ただし、墓地の区域及びその周辺の地域の状況、災害防止措置等により支障がないと認められるときは、この限りでない。
構造設備の基準	(1) 墓地の境界（墓地の境界の内側に緑地帯を設ける場合には、当該緑地帯の内側）に障壁、密植した垣根等を設けること。 (2) 砂利敷きその他の方法によりぬかるみとならない構造を有し、かつ、幅員が1m以上であって各墳墓に接続している通路を設けること。 (3) 雨水その他の地表水が停留しないようにするための排水施設を設けること。 (4) 給水設備及びごみ処理設備を設けること。 ※ 個人墓地の申請の場合は、住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生上支障がないと認められる範囲内で、当該基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。
造成工事の基準	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令「第2章 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事の規制」に準じる。 ※ 宅地造成及び特定盛土等規制法の宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成及び特定盛土等規制区域内において行う特定盛土等である造成工事については適用しない。